

授業担当者各位

共立女子大学・共立女子短期大学
学長 川久保 清

2020 年度後期の授業実施について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、前期のオンライン授業への対応等多大なご理解・ご協力をいただき深く御礼申し上げます。

未だ感染の拡大が収束されていない状況が続いていることを鑑み、本学といたしましては後期の授業実施についてガイドラインを策定しましたのでお知らせいたします。何卒ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

2020 年度 後期授業実施ガイドライン

【前提】

① オンライン授業に関する学生アンケート結果の下記の包括的解釈に基づく。

- a) 対面教育の必要性・重要性
- b) 遠隔教育の改善及び質的向上の必要性

※a)は文科省からの要請に（《参考資料 1》）、b)は新型コロナ感染拡大防止という社会的要請に、それぞれ応じるものでもある。

② 後期の各授業の実施方法については、事前に大学に届け出るものとする。

【概則】

- ① 対面授業と遠隔授業の併用とする
- ② 遠隔授業は全てオンデマンド型とする
- ③ 遠隔授業の改善及び質的向上を図る
- ④ 対面指導（専任教員業務）の充実を図る

※新型コロナ感染の状況によっては全て遠隔授業となる（あるいはその逆）の場合もあり得る。

【細則】

- ① 対面授業について
 - a) 原則として以下の授業を対面授業とする
 - ア) 実技・実習・実験系の授業
 - イ) 語学科目

- ウ) 少人数の演習授業
- エ) 大学院開講科目
- b) 受講困難者に配慮する
- c) 対面授業の一部の回を遠隔授業（オンデマンド型）とすることは可とする

② 遠隔授業について

- a) 上記の対面授業以外は全て遠隔授業とする
- b) 遠隔授業は全てオンデマンド型とする
- c) 遠隔授業の一部の回を対面授業とすることは原則として不可とする

③ 遠隔授業の改善及び質的向上について

- a) オンデマンド型授業の基本を提示する。
- b) 教員向けの遠隔授業に関する「Q&A」を設置する。
- c) 学生向けの遠隔授業に関する「相談窓口」を設置する。

④ 対面指導（専任教員業務）の充実について

- a) オフィスアワーの設定を現行の「週1コマ以上」を徹底する。
- b) 演習授業にホームルーム的活動を取り入れる。

【運用のための逐条説明】

【前提】の①の「学生アンケート結果の包括的解釈」について

- ・「オンライン授業に関する学生アンケート」については7/28 研究科長・学部長・科長会配布の資料を参照されたい。
- ・①は文科省からの要請に（《参考資料1》）、②は新型コロナ感染拡大防止という社会的要請に、それぞれ応じるものでもある。
- ・二つの包括的解釈「対面教育の有用性・重要性」「遠隔教育の改善及び質的向上の必要性」を受け、他のファクターとのクロス集計など、さらに詳細なアンケート分析を行い、随時、対応していく予定である。

【前提】の②の「届け出」について

- ・文部科学省高等教育局大学振興課による令和2年5月1日発出の「遠隔授業等の実施に係る留意点～」文書の「～大学等として、どの授業科目が遠隔授業等で実施されているかなど、個々の授業の実施状況について把握していること」に基づく。

【概則】の①の「併用」について

- ・授業を対面・遠隔に二大別して運用することとし、一つの授業内で対面・遠隔

を混在させることを意味し得る「ハイブリッド」という表記は避けた。

- ・教務課より全授業の一覧と入力フォームを送付し、8/6 までに対面・遠隔の種別を入力する。（※各学部・科長室、教養科目は教務課にてとりまとめ）
- ・合わせて教務課は、授業の実施時期・方法の変更や、これらに伴う授業計画（シラバス）等の修正について、学生に対する説明をより丁寧に行うことに努める。

【概則】の②の「オンデマンド型」について

- ・学生の遠隔授業視聴環境に配慮した。
- ・授業を時間割的制約から解放することで、「三密」を避けた対面授業の円滑な運用を可能にする。

【概則】の③の「遠隔授業の質的向上」について

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止という社会的要請に応えるものである。

【概則】の④の「対面指導（専任教員業務）の充実」について

- ・文科省からの要請に応えるものである。

【概則】の③及び④について

- ・「オンライン授業に関する学生アンケート結果」の包括的解釈の帰結である。

【細則】の①のa)の「原則として以下の授業を対面授業とする」について

- ・学部・科および学長が必要と認めれば対面授業となる場合もある。

【細則】の①のa)のA)の「実技・実習・実験系の授業」について

- ・学内の施設・設備を使用した作業をすることが必須要件となる授業を意味する。

【細則】の①のa)のイ)の「語学科目」について

- ・実技実習科目とみなし後期から対面授業に加える。

【細則】の①のa)のウ)の「少人数の演習授業」について

- ・20人から30人程度以下の原則として双方向型の授業を意味する。
- ・前期の7月から始まった卒業論文・卒業研究・卒業制作・卒業演習など卒業期の演習授業を含む。
- ・後期の「課題解決ワークショップ」を含む。

【細則】の①のa)のエ)の「大学院開講科目」について

- ・上記の学部の「少人数の演習授業」と同様の扱いとする。

【細則】の①のb)の「受講困難者に配慮する」について

- ・対面授業の「受講困難者」とは主に新型コロナウイルス感染に対する危惧から対面授業（及び、そのための登下校、上京など）を忌避するものを意味する。
- ・対面授業をライブないし録画配信する、会議システムを利用し遠隔で参加するなどのICTを利用する。
- ・別途、オンラインで個別指導する。
- ・別途、課題などを課する。

【細則】の①のc)の「対面授業の一部の回を遠隔授業（オンデマンド型）とすること

は可とする」について。

- ・教育効果上、行うことを想定しているが、必ず事前に学部・科を通して大学に届けるものとする。

- ・学会出張などの際に行うことも可とするが、その場合は補講扱いとし、必ず事前に学部・科を通して大学に届けるものとする。

【細則】の②のa)の「上記の対面授業以外は全て遠隔授業とする」について

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止という社会的要請に応える
- ・対面授業による履修者数を総履修者数の半数以下に抑える

【細則】の②のb)の「オンデマンド型とする」について

- ・原則)の①の「逐条説明」を参照。

【細則】の②のc)の「遠隔授業の一部の回を対面授業とすることは原則として不可」について

- ・原則として「オンデマンド型」にした理由の一つである、授業を時間割的制約から解放し、三密を避けた対面授業の円滑な運用を可能にすることと抵触する。
- ・余儀ない実施理由が学長により認められた場合でも、時間割配置外（補講期間など）に実施すると同時に、受講困難者に配慮する。

【細則】の③のa)の「オンデマンド型授業の基本を提示する」について

- ・7/21 研究科長・学部長・科長会配布の資料を参照されたい（《参考資料3》）
- ・遠隔授業（オンデマンド型）の基本例

※以下に、基本的な活動を例示するが、授業担当者の判断で、適切に対応していただきたい。

ア) 毎回の授業で、授業内容と学修活動を提示する

- ・提示から次の提示までの期間は必ず一週間あけ、正確に一週間ごとに提示する。
- ・授業内容及び学修活動は提示から次の提示までの一週間程度、kyonet を通して受講者に開示する。
- ・授業内容や学修活動の提示は、音声付きパワーポイント、解説テキスト付きパワーポイント、講義動画などを用いることを原則とする。
- ・テキストの該当箇所を指示するだけの授業内容の提示は避け、少なくとも当該箇所に関する解説（文字テキストでも可）を付することとする。
- ・学修活動も授業実施週の1週間を用い、無理のない活動内容や期間設定となるよう配慮する。

イ) 毎回の授業で、学修活動状況を把握する

- ・kyonet の課題管理やテスト管理機能等を用いて把握する
- ・「感想」などをkyonet の課題管理機能等で収集することで、学修状況を確認することもありうる。
- ・これらの情報を元に出席管理する

ウ) 毎回の授業で、学修活動へのフィードバックを実施する

- ・ 課題・テストへの個別ないし全体的なコメントを必ず返す
- ・ コメントに次回の授業時に、内容や進め方を調整することを告知して全体のフィードバックとすることもありうる。

【細則】の③のb)の「教員向けの遠隔授業に関する『Q&A』を設置する」について

- ・ 「オンラインによる授業方法例示」を初め、「出欠登録」「成績評価」「シラバスの更新」「資料の印刷」「課題・テスト」の実施方法や実施期間など、教員から寄せられることの多い疑問や質問に個別に対応していく。

【細則】の③のc)の「学生向けの遠隔授業に関する『相談窓口』を設置する」について

- ・ 授業担当教員とのコミュニケーションに困っている学生などの不安や不満の受け皿として、授業受講に困った学生専用の相談窓口を作成し、教員との仲介を行う。

【細則】の④のa)の「オフィスアワーの設定」について

- ・ オンデマンド授業に対応できず、授業の理解度が十分ではない学生のフォローアップを行える体制を充実させる。
- ・ オフィスアワーによる学生の指導は原則として対面とするが、対面が困難な場合は、会議システムによるオンライン個別相談などを工夫する。

【細則】の④のb)の「演習授業にホームルーム的活動を取り入れる」について

- ・ 学修の習慣づけや授業理解度の低い学生、学修意欲の低下している学生の発見などを目的とする。
- ・ 場合によっては、会議システムによるオンラインホームルームなどを工夫する。

以上

《参考資料1》

2020.07.22 読売新聞 朝刊

新型コロナウイルスの影響で、多くの大学がキャンパスを開放せずオンラインでの遠隔授業にとどめていることを受け、文部科学省は21日、夏休み明けの授業の実施方針などを早期に公表するよう、全国の大学に求めることを明らかにした。適切な感染対策を施した上で、可能なら対面授業の再開や、遠隔授業との併用を促す考えだ。

文科省の調査では7月1日現在、国公私立大などの2割超が遠隔授業のみを行い、6割が遠隔と対面の授業を併用していた。全面的

対面授業 大学に促す

文科省、オンライン併用も

に学内施設の利用を認めているのは15%にとどまった。今春以降、一度もキャンパスに通えていない学生も少なくないことから、文科省では各大学に、対面と遠隔の併用など授業の具体的な方法を公表するよう通知することを検討している。

萩生田文科相は21日の閣議後記者会見で「友達の顔もネット上でしか知らないのでは、学生生活の楽しみも半減する。工夫をしながら、対面とオンラインのハイブリッドに取り組んでほしい」と大学側に求めた。

《参考資料2》

文部科学省高等教育局大学振興課 令和2年5月1日

遠隔授業等の実施に係る留意点及び実習等の授業の弾力的な取扱い等について

https://www.mext.go.jp/content/20200501-mxt_kouhou02-000004520_3.pdf

《参考資料3》

後期のオンライン授業実施について基本となる考え方

コロナ禍収束の兆しも見えぬ中、後期も引き続きオンライン授業と実験、実習・実技等の対面授業（後期はゼミナール・演習や語学の授業も加わります）が並行して実施される状況となります。滞りなくオンライン授業と対面授業を両立させていくため、オンライン授業は、学生が時間と場所に限定されずに受講できるオンデマンド型で実施していただくことが基本となります。

教育の質を担保しつつ、学生、教員ともに不慣れなオンライン授業実施の負荷を軽減するために、以下をオンライン授業の基本とします。

オンライン授業は全てオンデマンド型とし、毎回の授業で、①授業内容と学修活動の提示、②学修活動状況の把握、③学修活動へのフィードバックを実施する、以上の三点を必ず実施するようお願いします。

以下に、具体的な活動を例示しますが、授業をご担当いただく先生の進め方や、考え方、また必要に応じて柔軟にご対応いただければと思います。

① 授業内容と学修活動の提示は原則として、毎週、時間割の授業開始時からkyonetを通して受講者にご提示ください。ご提示していただく授業内容は次の授業までの1週間ご開示ください。また、ご指示いただく学修活動も次の授業までの1週間を使って、無理がない活動や期間設定となるよう配慮をお願いします。音声付きパワーポイント、解説テキスト付きパワーポイント、講義動画などを用いて、授業内容や学修活動の提示をお願いします。

② 学修活動の把握は、kyonetの課題管理やテスト管理機能等を用いて把握してください。「授業で大事だと思ったポイント」、「理解が難しかったところ」、「感想」などをkyonetの課題管理機能等で収集することで、学修状況を確認することもできます。また、これらの情報を元に出席管理をしてください。

③ 学修活動へのフィードバックは、個別のフィードバック以外にも、多くの受講生が難しいと感じた箇所の補足説明や、優れたコメントの紹介、全体の所感等をテキストや動画などでご用意いただき、全体へ展開していただいてもかまいません。kyonetの課題管理機能では一括のフィードバックができますし、別途ご用意いただいて、授業資料管理で公開していただくことも可能です。また、次回の授業時に学修状況を踏まえて、復習の内容を追加したり、内容や進め方を調整していただくことで全体のフィードバックとしていただいてもかまいません。これら全体的なフィードバックは、教員の負担に配慮したものですので、必要に応じて個人へのフィードバック等を実施していただければと思います。

上記の内容はあくまで①②③を円滑に進めるための具体例となります。前期の授業では、②で到達度のチェックをお願いしており、毎週の課題提出とそれに対して個別にフィードバックを返す活動が教員、学生共に大きな負担となっていると報告を受けています。後期は到達度のチェックではなく学修状況の把握とすることで、具体例にありますオンラインでのリアクションペーパー等を活用いただき、またフィードバックも全体に返すなど、教員、学生の負荷を抑えて、互いに継続可能で充実した授業を実施していただければと思います。

以上

新型コロナウイルス感染症への対応のため、次年度の遠隔授業の実施についても、引き続き、60単位の上限への算入は不要とする特例措置を講ずることや、面接授業の再開等、本年度後期や次年度の各授業科目の実施方法に係る留意点についてお知らせします。

事務連絡
令和2年7月27日

各国公立大学法人担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課 御中
大学を設置する各学校設置会社担当課
大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を
設立する各地方公共団体担当課

文部科学省高等教育局大学振興課

本年度後期や次年度の各授業科目の実施方法に係る留意点について

新型コロナウイルス感染症は、いまだ不明な点が多い感染症であり、国内外の感染状況を見据えると、社会全体として長期的な対応が必要となることが見込まれます。こうした状況において、感染拡大の防止と学生の学修機会確保を両立するため、各大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）が所在する地域の感染状況やその授業の規模等各大学等の実情によって、本年度後期や次年度における授業の実施方法は異なるものになるものと考えられることから、このたび、本年度後期や次年度の各授業科目の実施方法に係る留意点について、下記のとおり考え方をまとめましたのでお知らせします。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学等に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学及び高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

なお、以下に示す考え方は、新型インフルエンザ等特別措置法第32条第1項に基づき、各都道府県知事による学校施設の使用制限の要請等があった場合か否かにかかわらず、当てはまるものと考えておりますが、当該要請があった場合の具体的な教育活動の方法については、都道府県等の衛生主管部局と十分に相談の上、判断するようお願いいたします。

記

1. 本年度後期や次年度の各授業科目の実施方法を検討するに当たっての基本的な考え方について

本年度後期や次年度の各授業科目の実施方法を検討するに当たっては、大学設置基準第25条第1項が、主に教室等において対面で授業を行うことを想定していることに鑑み、地域の感染状況や、教室の規模、受講者数、教育効果等を総合考慮し、今年度の授業の実施状況や学生の状況・希望等も踏まえつつ、感染対策を講じた上で面接授業の実施が適切と判断されるものについては面接授業の実施を検討していただき、授業の全部又は一部について面接授業の実施が困難と判断される際には、「2 遠隔授業等の実施に係る留意点」を踏まえた上で、遠隔授業等（面接授業との併用を含む。）の実施を検討いただくようお願いいたします。

そのうえで、面接授業を行うこととした際には、出席停止とされた学生や、感染経路が分からない地域に住んでおり、通学した場合の感染の可能性が高い状況にある学生に対しては、別途、当該面接授業を、テレビ会議システム等を用いて同時配信することや、録画等により受講できるように必要な配慮を行うようお願いいたします。この場合に実施した遠隔授業は、「2 遠隔授業等の実施に係る留意点」において示す特例措置として扱うことが可能です。

以上を踏まえ、各授業科目の実施方法について御検討いただいた結果、本年度後期や次年度の授業の実施方法としては、面接授業のみ実施、面接授業と遠隔授業の併用実施、遠隔授業のみ実施等多様な授業の実施形態が考えられますが、いずれの場合も、授業計画（シラバス）等に明示し、学生に対して丁寧な説明に努めるとともに、その実施方針等については、受験生の進学先の参考となるよう、できる限り早めにインターネット等により公表していただくようお願いいたします。

ただし、感染の状況は日々刻々と変化しているものであることから、一度実施方針を決定した後においても、地域の感染状況や、学生の希望等も踏まえ、必要に応じてその実施方法の見直しや更なる改善に努めるようお願いいたします。その結果、年度途中においてこれらの授業の実施方法を変更する場合にも学生に対して丁寧な説明に努めるようお願いいたします。

なお、面接授業を実施するに当たっては、「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」（令和2年6月5日付け高等教育局長通知の別添）（以下「ガイドライン」という。）の「2 大学等における感染症対策の基本」に留意していただくようお願いいたします。

2. 遠隔授業等の実施に係る留意点について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、「1. 本年度後期や次年度における教育課程の編成に当たっての基本的な考え方について」においてお示ししている面接授業の実施や、臨時休業が長期化するなど、本来授業計画において面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を面接授業により予定通り実施するこ

とが困難な場合において、遠隔授業等を実施する場合には、次に掲げる事項に留意する必要があること。

- ① 大学設置基準第 25 条第 1 項は、主に教室等において対面で授業を行うことを想定しているが、今回の特例的な措置として、面接授業に相当する教育効果を有すると大学等が認めるものについては、面接授業に限らず、自宅における遠隔授業や、授業中に課すものに相当する課題研究等（以下「遠隔授業等」という。）を行うなど、弾力的な運用を行うことも認められること。この際、以下の事項に留意すること。

- ・授業担当教員の各授業ごとの指導計画（シラバス等）の下に実施されていること
- ・授業担当教員が、オンライン上での出席管理や確認的な課題の提出などにより、当該授業の実施状況を十分把握していること
- ・学生一人一人へ確実に情報を伝達する手段や、学生からの相談に速やかに応じる体制が確保されていること
- ・大学等として、どの授業科目が遠隔授業等で実施されているかなど、個々の授業の実施状況について把握していること

- ② 上記特例的な措置として認められる遠隔授業等は、同条第 2 項の規定による遠隔授業ではなく、同令第 32 条第 5 項の規定は適用されないことから、同規定の 60 単位の上限に算入する必要はないこと。

- ③ 上記特例的な措置として認められる遠隔授業等を行う場合にも、大学は当該授業科目を履修した学生に対しては試験の上単位を与えることになるが、その方法は、一斉に実施する定期試験等に限られるものではなく、レポートの活用による学習評価等、到達目標に応じた適切な成績評価手法を選択することができること。その際、課題の提出や定期試験等の代替として行われるレポートの活用による学習評価等の際の不正防止対応方策を講じていること。

- ④ その他の遠隔授業の活用に関しては、ガイドラインの「4 学修機会の確保」の「(2) 遠隔授業等の活用」や、文部科学省からお示ししている「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係る Q&A」を参照されたいこと。なお、本ガイドラインや Q&A は、今後の状況も鑑み更新の可能性があること。

【参考】

- ・「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係る Q&A 等の送付について（5月 22 日時点）」（令和 2 年 5 月 22 日付事務連絡）

https://www.mext.go.jp/content/20200525-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf



- ・「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」
(令和2年6月5日付高等教育局長通知の別添)

https://www.mext.go.jp/content/20200605-mxt_kouhou01-000004520_5.pdf



<本件連絡先>

文部科学省高等教育局大学振興課

電話：03-6734-3338

メール：daigakuc@mext.go.jp